

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第63号)

令和6年10月11日

徳情個審答申第 63 号

令和 6 年 10 月 11 日

徳島市長 遠藤 彰良 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 島内 保彦

徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例第 2 条第 1 項第 2 号の規定
に基づく諮問について（答申）

令和 6 年 8 月 9 日付市税発第 344 号の諮問書により徳島市長から諮問のありました
個人住民税課税事務に係る特定個人情報保護評価の件について、次のとおり答申します。

第 1 結論

個人住民税課税事務に係る特定個人情報保護評価について、特段の問題は認めら
れない。

第 2 付言

本件諮問に係る特定個人情報保護評価の内容については、第 1 に述べたとおりで
あるが、付言として、次の点について適切に対応するよう求める。

- 1 情報漏えい等の防止や必要に応じた特定個人情報保護評価の再実施につき、
遺漏なく行うこと。
- 2 本件諮問に係る特定個人情報保護評価書については、諮問実施後にリスク評
価に係る部分の記載漏れ等が判明し、諮問実施機関による修正がなされた。

このことについて、特定個人情報保護評価は、特定個人情報の取扱いに係る
リスクの適切な評価及び明確化を通じて、個人のプライバシー等の権利利益の
侵害の未然防止と市民の信頼確保を目的とした極めて重要な制度であり、その
評価及び再評価に関し、法令に基づく手続として、住民等からの意見聴取や第
三者機関による点検といった評価プロセスを設けていることも、こうした趣旨

に立脚したものであると解される。

そのため、当該評価プロセスの適切な遂行が、制度の趣旨から重要な意義を有することは、論をまたない。

しかし、本件諮問で生じたように、当該評価プロセスにおける評価書の内容に遺漏あらば、リスクの適切な評価及び明確化が妨げられることとなり、ひいては特定個人情報保護評価制度の趣旨を没却することにもなりかねない。

諮問実施機関にあっては、特定個人情報保護評価制度の趣旨について十分に認識するとともに、評価及び再評価に係る手続については、くれぐれも遺漏なきよう適切に対応すること。

以 上

《参考1》

答申の決定に関与した委員

会長	島内 保彦
委員	島尾 大次
委員	千崎 あゆみ
委員	三木田 尚美
委員	村崎 文彦

《参考2》

審査会の審議経過

年月日	審議経過
令和6年8月9日	実施機関から諮問書を受理した。
令和6年9月25日 (6年度第1回審査会)	個人住民税課税事務に係る特定個人情報保護評価について、概要説明及び質疑応答を行った。
令和6年10月11日 (6年度第2回審査会)	答申案の検討を行った。